

公布された規則のあらまし

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 34 号）

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成27年佐賀県条例第28号。附則第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる規定を除く。）の施行期日は平成27年 4 月 1 日とし、同条第 1 号に掲げる規定の施行期日は平成27年 5 月29日とすることとした。